

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

1

2021 No.836

特別記事

中小企業の 「同一労働同一賃金」 適用に向けた 実務対応策

別冊付録

そのまま
活用
できる

管理職の
問題解決
ハンドブック

経理・税務

経理業務の
ペーパーレス化を
進める5つのステップとは?

人事・労務

トラブル回避のために!
「希望退職者」を募る際の
留意点

総務・法務

INTERVIEW/大和総研・神田慶司氏に訊く
2021年、
日本の景気はどうなるか

- 7 1月のビジネスカレンダー
 8 1月の事務ごよみ 年末調整の仕上げ、法定調書の作成と提出、扶養控除等(異動)申告書の受理とチェック、
 償却資産申告書の提出、欠員の補充と内定者フォローほか
 13 新法令・通達解説 安全なまちづくりに向けて災害リスクの高い区域の開発抑制を厳格化ほか
 15 これからの法改正の動き・安全保障上の観点から土地利用規制を検討ほか

特別記事

20 中小企業の「同一労働同一賃金」適用に向けた実務対応策

■同一労働同一賃金とは ■最高裁判決の実務への影響を読む ■中小企業の実務対応のポイント

特定社会保険労務士 小岩 広宣

経理・税務

- 28 経理業務のペーパレス化を進める5つのステップとは? 公認会計士・公認情報システム監査人(CISA) 原 幹
 32 不測の事態に備えて 倒産防止共済を活用する! 公認会計士・税理士 山口 真導
 38 年末調整後の再調整が必要な場合の実務とは 税理士・社会保険労務士・行政書士 奥田 正名
 42 過剰在庫を処分する際の経理処理と実務上の留意点 税理士 村田 直
 46 マイカー通勤を導入する際の会計・税務処理をおさらいしよう 公認会計士・税理士 濱田 隆祐
 36 新連載 ひとり税理士ブロガー・モロトメジョーのコロナ時代の資金繕い改善セミナー
 「コロナ融資」と「通常の融資」の違い 税理士 諸留 誠
 35 なるほど納得 勘定科目④6
 遠方へ出張した際の費用は? 税理士 駒井 伸俊

人事・労務

- 63 トラブル回避のために!
 「希望退職者」を募る際の留意点 社会保険労務士 瀧本 旭
 66 (管理職が押さるべき)テレワークに対応したマネジメント手法とは 特定社会保険労務士 成澤 紀美

年末調整後の再調整が必要な場合の実務とは



今回の年末調整は改正点が多くあり、混乱が予想されます。さらに、年末調整が終わったあとに、再計算が必要になることもあります。ここでは、変更する場合の具体的な手続きや留意点を解説します。

税理士法人・社会保険労務士法人・行政書士事務所ザイムパートナーズ
税理士・社会保険労務士・行政書士

奥田正名

令和2年度の改正点をおさらい

まずは、令和2年度の年末調整での改正点をおさらいします。こちらを踏まえたうえで再調整のパターンを確認すると、さらに理解が深まると思います。

(1) 給与所得控除額の10万円引下げ

給与所得控除額が、一律10万円引き下げられました。給与の収入金額が162万5000円以下であれば、改正前は65万円、改正後は55万円となります。

また、従前は給与収入1000万円超が上限控除額（220万円）となっていましたが、上限控除額（195万円）の枠が850万円超に引き下げられています。

(2) 基礎控除・合計所得金額要件の10万円引上げ

基礎控除額は10万円引き上げられ、48万円となりました。令和元年までは一律38万円でしたが、今年度から所得が2400万円を超えると控除額は段階的に少なくなります。さらに、2500万円を

超える人は控除を受けることができません。ただし、年末調整の対象者は年収2000万円以下の人に限られますので、年末調整をする人の基礎控除額は全員48万円となります。

また、同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除・勤労学生の対象となる扶養親族等の合計所得金額要件も、一律10万円引き上げられています。

(3) 所得金額調整控除の創設

以下の2要件を満たす所得者については、「(給与収入金額 - 850万円) × 10%」の所得控除を受けることができます（給与収入が1000万円を超える場合は100万円）。

① その年の給与の収入金額が、850万円を超える

② 以下のいずれかに該当する

- ・本人が特別障害者である
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する人

・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人
配偶者がいる場合には、夫婦双方で控除を受けることができるのも大きな特徴です。

(4) ひとり親・寡婦控除の見直し

従前の寡婦（寡夫）控除・特別の寡婦が見直され、「ひとり親控除」が創設されました。

再調整が必要な
ケースとは

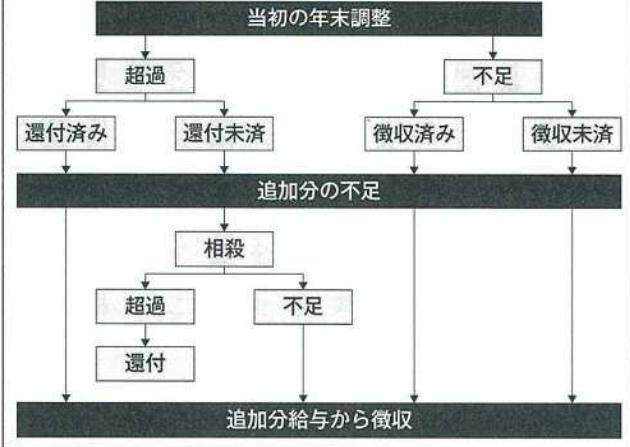
(1) 給与のベースアップ等で追加
払いがあったとき

12月給与の支払いがあつたあとで給与のベースアップがあり、追加払いが発生することがあります。このとき、年内に支給が確定していれば、年末調整の計算に含めなければなりません。

当初の年末調整において超過額の還付がまだ済んでいない場合は、還付額との相殺を行ないます。その結果、還付額が多ければ相殺した残額を改めて還付します。不足額が多ければ追加徴収を行ないます。追加税額は、追加払いの給与から徴収します。

実際には、最初の年末調整計算の結果が超過になっているか・不足になつていてるか、さらには、その後の還付・徴収が済んでいるか、などによって再調整の手順が変わります（図表1）。

図表1 変更があった場合の再調整の手順



図表2 扶養家族の人数・状況が変わったとき(年収850万円以下の場合)

控除が増える場合	配偶者なし⇒あり
	16歳以上の扶養家族が増えた
	障害者手帳の交付を受けた
控除が減る場合	配偶者あり⇒なし
	16歳以上の扶養家族が減った
	扶養家族の年収が103万円超となった
控除額に変動なし	他の家族の事業専従者となった
	16歳未満の扶養家族に増減があった

- ① 年末調整後、年内に子どもが産まれたとき
- 産まれたばかりの子どもは16歳未満のため、扶養控除には該当しません。税額に変更がないため、再調整は行ないません（年収850万円超の場合は、前述の所得金額調整控除が適用できます）。
- ただし、住民税には影響がありますので、源泉徴収票の修正は必要になります。
- ② 再婚して16歳以上の子どもを新たに扶養にすることになつたとき
- 子どもの合計所得金額要件（給与のみなら年収103万円以下）を満たしていれば、扶養控除を受けることができます。

めなければなりません。

めなければなりません。

また、当初年末調整における不足額の徴収がまだ済んでいない場合、再計算を行なった際の不足額を追加払いの給与から徴収することになります（当初分と追加

扶養控除の金額が増え、税額が変わりますので、再調整を行なう必要があります。

こちらは、16歳未満の子どもであっても対象となります。障害者

付があつたとき

扶養家族の人数・状況が変わったとき

年末調整後に家族の状況が変更になったことがわかつたときには、再調整を行なう必要がある可能性があります。具体例で確認してみましょう。

① 年末調整後、年内に子どもが

産まれたとき

産まれたばかりの子どもは16歳未満のため、扶養控除には該当しません。税額に変更がないため、再調整は行ないません（年収850万円超の場合は、前述の所得金額調整控除が適用できます）。

ただし、住民税には影響がありますので、源泉徴収票の修正は必要になります。

③ 年末調整後に障害者手帳の交付があつたとき

配偶者の年収が変わったとき

通常、年末調整の資料は年内に提出することになりますので、この用紙に記載する配偶者の年収は「見積額」を記載することになります。この見積額を元に年末調整の計算を行ないますが、実際に配偶者の職場から受け取った源泉徴収票等を確認した際に見積額と大きく差額があるときには、配偶者（特別）控除額が変わる可能性があります。

減額になるだけでなく適用自体を受けられないこともありますので、従業員からヒアリングを行ない（配偶者の所得がわかる書類があるのがベストです）、再調整が

必要かどうかの判断をしてくださ
い。また給与所得だけでなく、ほ
かにも所得がないかどうか同様に
確認しましょう。

(4) 保険料控除の金額が変わった

保険料控除証明書は、10月下旬

になるのであれば、提出されなかつた保険料を含めずに再計算を行なわなければなりません。また、当初提出時と支払保険料の金額が異なる場合も同様に、再調整を行なう必要があります。

書の提出を失念してしまい、後から本人が気づいて提出されることもあります。

再調整を行なった結果、差引税額が不足となるため1万2560円を徴収します。すでに還付が済んでいる場合は1万3640円を加えた2万6200円を年末調整不足額として再度徴収することになります。

保険料控除証明書は、10月下旬
ごろに保険会社より郵送されま
す。これよりもあとに加入した場

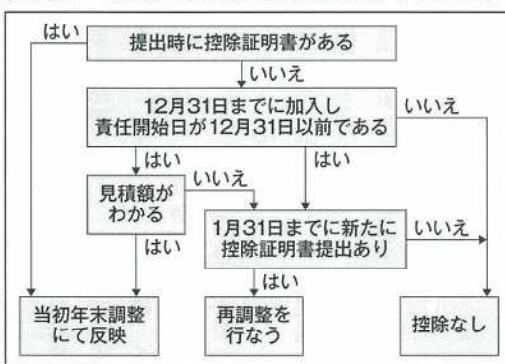
合には、証明書にその保険料額が反映されていませんが、その支払額をした金額は保険料控除の対象となります。年末調整後に保険に加入した場合であっても同様です（ただし、その保険の責任開始日が来年のもの）前払保険料は除きます）。

保険料控除証明書は年末調整後に届くことになりますので、従業員から書類の追加提出があつた場合には再調整を行なうことができま（図表3）。

また、保険料控除証明書を後日提出することを条件に保険料控除の計算に含めることができます
が、翌年1月31日までに保険料控除証明書が提出されなかつたときには、その保険料は控除対象とな
りません。

その結果、保険料控除額が減額

図表3 保険料控除の金額が変わったとき



(5) 住宅借入金等特別控除申告書を新たに提出したとき

初年度には年末調整で控除を受けられることができません。そのため、初年度は確定申告を行なう必要があります。実際に年末調整により住宅借入金等特別控除を受けるのは2年目からとなります。初めて年末調整によつて控除を受ける際には住宅借入金等特別控除申告

再調整の 具体的な手続きとは

その年の給与にかかる所得税額を再計算する方法は、次のいずれかになります。

(1) 年末調整計算のやり直し

する従業員に修正事項がわかる書類を提出してもらいます。扶養控除等申告書や保険料控除申告書は、前回提出した書類に上書きして訂正してもらうか、新たに提出してもらいましょう。

次に、この書類を元に年末調整の再計算を行ないます。当初の年末調整で扶養控除の対象となつていた扶養親族の合計所得金額が増え、扶養控除を受けることができなくなつた事例で確認してみまし

よう(図表4)。

すのではなく、本人に確定申告で修正してもらうよう促することもあるでしょう。会社側としては再調整をせず、変更事項が反映されていない当初の源泉徴収票を発行するだけで済みます。

ただし、もし何らかの事情で本人が確定申告での再調整を行なつ

すのではなく、本人に確定申告で修正してもらうよう促すこともあります。会社側としては再調整をせず、変更事項が反映されていない当初の源泉徴収票を発行するだけで済みます。

ていなければ、後述するように、会社へ税務署から見直し（いわゆる扶養是正）の通知が届く可能性がありますので注意が必要です。

また、年末調整は法定調書の提出期限である翌年1月31日までに行なうこととされています。この期限を過ぎてから再調整が必要になつた場合には、原則として本人が確定申告をして所得税を精算することとなります。

再調整の実務上の留意点

(1) 所得調整控除が新たに適用になるパターン

扶養親族の見直しにより、結果的には所得調整控除が新たに適用できる可能性があります。所得要件850万円超は満たしていくも、当初はもう1つの要件を満たせなかつたような場合です。家族の状況が変わり、対象となる扶養親族（23歳未満の子どもを新たに扶養とした、扶養親族が特別障害者と認定された等）を有することになつたときは、控除を新たに受けることができます。

ただし、所得調整控除申告書の提出がないときは、改めて提出し

てもらう必要があります。新しい制度のため見落としやすいので、注意しましょう。

(2) 役所への報告後の手続き

年末調整が完了したら、「法定調書」を納稅地の所轄税務署に提出しなければなりません。法定調書は、1年間にその会社が支払った給与・報酬等の額、源泉徴収した所得税額を税務署に報告する手続きです。また、従業員の居住地である各市町村には、1年間に支払った各従業員の給与額を報告するため、「給与支払報告書」を提出します（提出期限は翌年1月31日です）。

(3) 税務署から是正の依頼が来る

出期限である翌年1月31日までに行なうこととされています。この期限を過ぎてから再調整が必要になつた場合には、原則として本人が確定申告をして所得税を精算することとなります。

前記の書類提出後に再調整となつたときは、年末調整をやり直して正しい源泉徴収票を従業員に交付するだけでなく、法定調書と給与支払報告書についても訂正・再提出することとなります。

給与支払報告書は住民税の計算をするための報告ですから、訂正を忘れてしまふと住民税は正しく計算されません。ただし、役所側で再調整が必要と判断された場合には、再調整後の税額の記載された「変更通知書」が届くことになります。

回答に記載した納付予定日までに納付すれば問題はありませんが、当然、是正対象の従業員から不足税額を徴収する必要があります。徴収しないと、従業員にその金額の臨時給与の支給があつたものとされ、所得税の課税対象となります。

「扶養控除等の見直しについて」という文書が届いたときです。扶養控除や配偶者控除等の対象者について、家族の勤務先の年末調整や確定申告などの情報から税務署側で再計算の必要があると判断されたときは、事業者

へこの書面が届きます。この場合は速やかに従業員へ確認を行ない、「扶養控除等の見直し結果回答書」と「扶養控除等の見直し明細票」に記載して返送します。

また、見直しにより追徴となつた場合には、差額分の税額の追加納付が必要です。会社（源泉徴収義務者）の責めに帰すべき事由での追加納付ではないため、回答しない等の特別な理由がなければ、差額の納付をするだけで、延滞税や加算税は原則かかりません。